

## ○沖縄県における気候風土適応住宅認定制度の概要(案)

(令和元年国土交通省告示第 786 号の規定より)

「気候風土適応住宅」とは、各地域において供給されている地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることから、建築物省エネ法施行規則の基準（以下、「省エネ基準」という。）に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（以下、「告示基準」という。）に適合する住宅のことを指します。

気候風土適応住宅はその地域における優れた住環境性と省エネ基準適合への困難性により、令和元年の建築物省エネ法改正に伴い、国が定める要件と同等であると認める基準を、所管行政庁が独自に定めることとした改正告示（令和元年国土交通省告示第 786 号）が定められました。

沖縄県では、改正告示中第 1 項第二号の規定に基づき、建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イに定めのある冷房期の平均日射熱取得率（ $\eta_{AC}$  値）の適用除外を目的とした、県全域を対象とする沖縄県版の気候風土適応住宅認定制度の基準を独自に定めることとしました。

(沖縄県の気候風土適応住宅の目的)

沖縄県（8 地域）は、亜熱帯地域に位置し、強い日射、年間を通して吹く強い風、高い湿度、台風による暴風等の気象条件下にあります。その中で昭和 30 年代以降、台風等への対応策としてコンクリートブロック造や鉄筋コンクリート造等の構法が普及してきました。

これらを背景として、沖縄県における「気候風土適応住宅」は、「日射による熱を内部に侵入させないこと」と「熱や湿気を内部にこもらせないこと」を前提とし、冷房期のエネルギー利用を低減することを目的とします。

(説明義務制度)

建築物省エネ基準への適否についての説明義務制度が、令和 3 年 4 月 1 日から始まりました。現在、説明義務制度を実施するために設計を担当する建築士は、「省エネ基準」のほか「告示基準」に適合する方法のみで算定をおこなっていますが、「気候風土適応住宅」認定制度の開始により【どちらか又は両方】を選択し、設計する建築物が省エネ基準に適合している旨の説明を行うことができるようになります。

計画する住宅が、気候風土適応住宅の要件に合うかどうかは建築士が判断し、用意した説明シート等を用い、評価・説明等を行います。

その際は、省エネ基準等の情報提供、省エネ基準及び気候風土適応住宅の趣旨、どの基準・目的に適合するか、気候風土に適応するため用いた技術的工夫等について説明が必要です。

#### (資料)

- ・ 沖縄県における気候風土適応住宅の基準 (案)
- ・ 建築主への説明の手順について (案)
- ・ 地域の気候風土に適応した環境負荷低減対策 説明シート

#### (沖縄県の気候風土適応住宅の対象)

- ・ 延べ床面積 300 m<sup>2</sup>未満の住宅に限ります。
- ・ 構造は問いません。
- ・

注意：設計及び基準一次エネルギー消費量の検討は必要となります。

#### (運用について)

建築物省エネ法では、将来的に全ての建築物について適合義務化を予定しております。

沖縄県では、当面のあいだ当認定基準(案)を「(案)」のまま運用します。建築士の皆様に利用いただきながら、適宜修正等を行い、全ての建築物が適合義務化する際に本格的な運用を目指しております。